第１０回熊谷市入札適正化委員会会議の概要

１　開 催 日 時　　平成２２年８月３１日（火）午後２時から

２　開 催 場 所　　熊谷市役所３階３０３会議室

３　会議の内容

（１）開会

（２）市長あいさつ

（３）委員長の互選及び委員長職務代理者の選出

議事

１）入札契約手続きの運用状況の報告

２）抽出事案の審議

市長部局

・一般競争入札　　１件／対象案件　２２件

・指名競争入札　　３件／対象案件　４１件

・随意契約　　１件／対象案件　　４件

水道部

・一般競争入札　　１件／対象案件　１３件

・指名競争入札　　２件／対象案件　１１件

（４）閉会

定　例　会　議　議　事　録

１　入札契約手続きの運用状況の報告

平成２２年４月１日から平成２２年７月３１日までに発注した設計金額２５０万円以上の案件について、資料１に基づき報告した。

※質疑応答なし。

２　抽出事案の審議

【市長部局】

事案①　熊谷市立妻沼小学校ほか６校防火シャッター安全装置設置工事［一般競争入札］

事案②　市道江南５３６２・５３６３号線側溝整備工事［指名競争入札］

事案③　熊谷市立玉井保育所屋根塗装改修工事［指名競争入札］

事案④　熊谷市立中条小学校屋内運動場昇降機設備工事［随意契約］

事案⑤　（仮称）熊谷市中央消防署庁舎及び熊谷東小学校区公民館実施設計委託業務［指名競争入札］

【水道部】

事案⑥　上奈良・中奈良地内配水管布設工事［一般競争入札］

事案⑦　妻沼２号取水ポンプ盤更新工事［指名競争入札］

事案⑧　配水管布設工事実施設計業務委託（その１）［指名競争入札］

【質疑応答】

委　員：事案①は、市内業者数が２者と少ないため、参加資格要件である地域性を拡大したとのことであるが、一般競争入札であるのに応札者が３者と少ないが、その理由と、想定していた応札可能業者数を教えてほしい。また防火シャッター安全装置とはどういうものか説明願いたい。

事務局：本市の名簿に建具工事業で登録する業者のうち、本工事を発注すべきＢランク以上の業者は全部で１６者、そのうち市内本店２者、市内代理店１者、埼玉県内本店３者、埼玉県内代理店５者、計１１者が参加資格要件を満たしていました。

残る５者のうち３者は本店の所在地が遠隔地であること、また２者が指名停止中であることから参加資格要件から外れています。指名停止中の２者はメーカーですので、指名停止がなければ応札があったと思われます。

担当課：防火シャッター安全装置とは、シャッターが降下する際に、降下中であることを音声にて注意を喚起する機能と、障害物に接触した際に降下を停止する機能を併せ持つ装置です。

これにより、児童、生徒がシャッターに挟まる事故を防ぐことができます。

委　員：指名停止の理由は。
事務局：シャッターの価格カルテル等による独占禁止法違反になります。
委　員：そうしたカルテルの影響により、本案件の落札率が高止まりになっていると言えるか。
事務局：カルテルの影響は計り知れませんが、特殊な製品であること、複数メーカーがありますが、それでも数が限られていることから、設計価格に比較して極端に低い応札にならなかったケースだと思われます。
委　員：事案③は、塗装工事であるが２～３回塗料を重ね塗りするという設計となっているか。また設計が高くなっているといったことはないか。
担当課：錆止めのうえ、上塗り２回とした仕様で、ちゃんと塗装したかは確認しています。また設計は国・県の単価のみだけではなく、市場価格を反映できるよう見積書を３者から取り、最低価格を採用のうえ設計しています。
委　員：材料も指定しているか。質の落ちる塗料を使用するといったことはないか。
担当課：材料はポリウレタン塗料というものを指定し、材料確認もしています。この施設は昭和４７年建築であるため、老朽化対策として質の良い塗料を指定しました。
　本案件の入札時に入札書とは別に提出された見積内訳書を見ますと、直接工事費だけではなく、管理費等を減額して見積もりされており、安全対策の工夫などの企業努力により経費を抑えられた結果だと思われます。
委　員：事案④（一者のみの参加により一般競争入札が不調となり、続いて執行した指名競争入札が不落となったため随意契約に移行したもの。）の指名競争入札の結果を教えてほしい。
事務局：５者を指名し、３者が辞退、応札した２者のうち１者の入札金額が予定価格を上回り、もう１者の入札金額が最低制限価格を下回ったため不落となりました。
委　員：最低制限価格を下回り失格となった金額でそのまま随意契約したのか。
事務局：指名競争入札の不落結果を受けて、内部で検討し、設計等条件はそのままに随意契約すべく、応札のありました２者に改めて見積書を依頼しました。
　結果として、指名競争入札で提出された入札価格と同価格で見積書が提出されました。最低制限価格は入札にのみ適用するものであり、随意契約には適用しませんが、一度は失格とした金額であることから、契約締結を保留し、工事発注課である営繕課に調査基準価格制度に準じた調査を依頼し、履行できることを確認のうえ契約を締結しました。
委　員：事案⑤の設計積算基準と積算内容は。
担当課：国・県の基準に基づき積算しています。本案件の設計に要する時間を公民館で 2900 時間、消防署庁舎で 7600 時間、計 10500 時間とし、従事する技術師の時間当たりの単価に諸経費等を加えたものとなっています。
委　員：過去に同じ仕事をしていれば、次の入札に有利といえるか。そうした業者を

指名しているようであるが。

担当課：過去に類似施設の設計実績があれば、その中から転用可能な部分もあり、またノウハウのあるなしで作業を要する時間も大幅に異なってきますので、入札価格に反映されると思われます。

委　員：事案⑥を見ると、入札価格が一番高い者と低い者の差額2,600,000円という範囲で１１者がひしめき合っている。他の入札結果に比較し、入札価格に幅がないようであるが、管工事業の他の入札結果はどうか。

事務局：管工事業に発注する工事の入札結果はこのような結果も見られますが、全てではありません。

委　員：事案⑧は特殊な設備であるため専門とする市外業者も指名しているとのことだが、メンテナンスに不安はないか。

担当課：受注した業者は市外ですが、これまでも本市の水道施設の受注実績があり、メンテナンスにも問題はありませんでした。他の指名した市外業者もそうした実績を踏まえて選定しています。

以上で抽出事案に関する審議を終了した。

第９回熊谷市入札適正化委員会会議の概要

１　開 催 日 時　　平成２２年２月１２日（金）午後２時から

２　開 催 場 所　　熊谷市役所６階６０３会議室（西）

３　会議の内容

（１）開会

（２）委員長あいさつ

（３）議事

１）入札契約手続きの運用状況の報告

２）抽出事案の審議

・一般競争入札　　５件／対象案件　８５件

・指名競争入札　　４件／対象案件　５６件

・随意契約　　１件／対象案件　　１件

（４）閉会

定　例　会　議　議　事　録

１　入札契約手続きの運用状況の報告

平成２１年９月１日から平成２１年１２月３１日までに発注した設計金額２５０万円以上の案件について、資料１に基づき報告した。

※質疑応答なし。

２　抽出事案の審議

・①Ｈ２１別府第１雨水幹線整備工事（一般競争入札・総合評価方式）
・②三尻中学校校庭整備工事及び大麻生公民館駐車場造成工事（一般競争入札）
・③熊谷市立中条小学校屋内運動場建築工事（一般競争入札）
・④下川原地下道ポンプ施設改修工事（指名競争入札）
・⑤歩道改修工事（新堀新田）（指名競争入札）
・⑥熊谷市平戸中継ポンプ場電気設備改良工事（随意契約）
・⑦Ｈ２１元荒川第３処理分区実施設計業務委託（指名競争入札）
・⑧平塚新田・楊井地内導水管、配水管改良工事（一般競争入札）
・⑨弥藤吾・妻沼台地内配水管改良工事（一般競争入札）
・⑩御稜威ヶ原配水場 No.３配水ポンプ修繕工事（指名競争入札）

【質疑応答】

■Ｈ２１別府第１雨水幹線整備工事

委　員：総合評価方式・簡易型は書類のみによる審査方式なのか、また選択評価項目について説明していただきたい。

事務局：技術提案型である場合、提案された内容によって現地確認の必要性が生じるものもありますが、簡易型は書類審査のみとなります。また本案件の選択評価項目は①優秀工事表彰、②除雪契約実績、③市内下請の選定、④契約実績比率としました。①については、過去３ヵ年度間において埼玉県または熊谷市から、優秀工事表彰を受けたか否か、②は熊谷市と降雪時における道路等の除雪等契約実績の有無、③は、本工事における下請負人を市内本店企業から選定するか否か、④は熊谷市との工事請負において、前年度と今年度を比較し、受注量の少ないものを評価するものとなっています。

委　員：選択評価項目の選択理由は。

事務局：評価点は最高得点が２０点までと定められています。必須評価項目で１３点となっていますので、残り７点の範囲内で市が必要と判断したものになります。②除雪契約実績は市建設部の意向により採用、③市内下請の選定及び④契約実績比率につきましては、経済状況を勘案し採用したものです。評価項目の設定にあたり留意したのは、把握できる範囲内において、特定業者に得点が大きくならないよう平準化することです。

委　員：総合評価方式は応札した価格も含めて評価し、優秀な業者に発注するシステムと理解するが、平準化とはどういう意味か。

事務局：例えば、ある評価項目を想定し、参加資格業者のうち１社だけが得点できるような評価項目は控えようということです。②除雪契約実績については、現在は未契約でも工事期間内に契約すれば得点できるよう、また③市内下請の選定も、受注後に実施するものであることから、今回採用したものです。

委　員：平準化したというには、参加が３社、１社辞退して応札は２社と非常に少ないが、これはどういうことか。参加資格業者は何社か。

事務局：参加資格業者は１１社になります。応札者が少なかったことにつきましては、本工事は２８００×２０００mmのボックスカルバートを約１１０m布設する難易度の高い工事であることが影響したのではないかと考えます。

■三尻中学校校庭整備工事及び大麻生公民館駐車場造成工事
■熊谷市立中条小学校屋内運動場建築工事

委　員：これらの事案は、ともに調査基準価格を下回って落札されたものである。
熊谷市立中条小学校屋内運動場建築工事の入札結果を見ると、入札した９社中、８社が調査基準価格未満で応札しており、設計価格の６６%、約９０００万円安い価格で落札されている。設計価格の妥当性と低入札価格調査の結果は。

担当課：本工事は平成２２年８月２５日までの工期としています。工事発注量が少ない年度当初の受注は業者にとって大変なメリットであることから、コストを最大限削減し、下請け受注者に負担を課さない範囲内で積算しており、本価格での施工は可能であるとのことでした。本請負者は過去の本市屋内運動場建築工事において実績があり、現在施工中である別の屋内運動場についても調査基準価格を下回る契約金額でしたが、順調に工事が進んでいます。
また設計価格については、積算にあたり独自に見積もりを取るものもありますが、多くは国、県が定めた単価等を使用しています。民間の建築物の市場価格と比較しても適合した設計価格であると考えています。

委　員：昨年度、大麻生中学校屋内運動場において、本体工事の後に追加工事を発注していたと記憶している。追加工事をその者と随意契約することは好ましくないものと思う。今回、この中条小学校屋内運動場建築工事については同様の追加工事はあるのか。

担当課：現在、随意契約で発注する追加工事は予定していません。

委　員：中条小学校屋内運動場建築工事の下請けについて、市内本店業者への発注状況は。

担当課：現在１６件の下請け工事を発注し、うち８件について市内本店業者に発注しています。

委　員：請負者は本店がさいたま市、代理店を熊谷市に置く市外業者である。落札結果は市外業者を入札参加者に含めた結果なのか。同等の建築物が完成できるのであれば、より安い方が良く、市外業者が受注しても一向に構わないという意見もある。電子入札のメリットも本来そこにある。一方、市内業者が受注できず経営状況の悪化を招くことは、市、ひいては市民も困るだろう。その判断は非常に難しい。

事務局：市外業者を入札参加者に含めた結果かは分かりません。今年度、本市が発注した屋内運動場建築工事は３件で、その全てに市外業者が参加できることとし、調査基準価格を下回った契約となっています。近年において、こうした規模の建築工事を１年度間に３件発注するのは例がなく、市有建築物の一部補修工事は毎年継続してあるものの、新たに建築する工事は民間を含め、全体的に少ないことから、建築業界の価格競争が激化していることの表れと思われます。

■下川原地下道ポンプ施設改修工事
■歩道改修工事（新堀新田）

委　員：歩道改修工事（新堀新田）の受注者は、指名競争入札において、４ヶ月間で６件と多くの工事を受注している。競争入札の結果といえばそれまでだが、工事の現場において問題はないか。また抽出事案説明書には「指名・契約状況を勘案し選定した」とあるが、それとの整合性は。

事務局：本請負者が受注した工事６件は、３００万円から７００万円の範囲内で、工期も短い比較的小規模な工事になります。請負者の会社規模を考えると、相当数の受注が必要なのだと考えられます。昨年度においても、同等量の工事を受注し問題なく施工していることから、この時点において指名対象としないことは考えていませんでした。

委　員：この２事案の入札結果を見ると落札する意欲の見られない業者があるように思える。下川原地下道ポンプ施設改修工事は特殊工事であるため、手を出しづらい案件であると思うが、歩道改修工事（新堀新田）においては予定価格を下回る業者が１社しかなくそれが顕著である。

事務局：歩道改修工事（新堀新田）は設計価格が低いので、このランクの工事における応札者の金額に差が生じないことが多いです。また、本工事は設計価格が低いものの、煩雑な工程を含み手間が掛かることから、参加者の多くが魅力ない工事と判断したかも知れません。」

■熊谷市平戸中継ポンプ場電気設備改良工事
■Ｈ２１元荒川第３処理分区実施設計業務委託

委　員：先の中条小屋内運動場屋内運動場建築工事においても話題としたが、熊谷市平戸中継ポンプ場電気設備改良工事は、昨年度に発注した本体工事の後に追加工事で随意契約したものである。昨年度に発注した本体工事の請負金額は。

担当課：６億９千３百万円になります。昨年度から今年度３月まで２箇年度で完成する工事です。

委　員：追加工事単体でみると随意契約するには金額が大きいと思うが、本体工事の２％であり、割合としては低い。当初の計画に入れられず、追加しなくてはならなかった工事なのか。

担当課：当初から計画はありましたが、本体工事の施工状況をみて追加して発注すると決定していたものです。

委　員：不測の事態により追加するものではなく、本体工事と密接に関係する追加工事を計画当初から予定していたのであれば、本体工事発注の際にその旨公表すべきではないか。本体工事の他の入札参加者に不利益となりかねない。追加工事の随意契約は不透明な部分があり、全体計画を策定する際に注意してもらいたい。

委　員：Ｈ２１元荒川第３処理分区実施設計業務委託は抽出案件唯一の業務委託であるが、落札率が３１％と驚異的な数字となっている。

委　員：設計額の積算方法は。

担当課：埼玉県の単価と財団法人日本下水道協会が策定している全国共通の歩掛りを採用して積算設計しています。

委　員：本業務委託は、どの程度の規模の工事を設計するものなのか。

担当課：工事延長約２６５０メートルで、本数にして４～５本、工事価格はおよそ２億円となります。本案件につきましては、業務委託であり低入札価格調査の対象となりませんが、下水道課で独自に調査を実施しましたので、報告させていただきます。

受注者は所沢市に本店を置き、平成２１年度から熊谷市内に代理店を置く業者になります。業者からは、可能な限りコストを削減し、当該価格でも十分に履行できると申し出されています。同社が実績を有するという県内２市に問い合わせたところ、設計に係る成果品等も問題なく納入されていることを確認しています。

委　員：新規参入する業者は、先の受注を見据え、実績作りをしておく必要から、敢えて低入札することもある。他市での応札状況は。

担当課：他市においても常に低価格で応札していることを確認しています。

委　員：業務委託に最低制限価格又は調査基準価格を取り入れる予定は。また取り入れていない理由は。

事務局：最近になって導入している自治体もいくつか見受けられます。本市においては、業務委託における低入札現象がまれであるため、今のところ取り入れる予定はありません。建設工事における低入札価格制度や最低制限価格制度は、

粗悪な材料を使用する、設計した数量より少ない材料で施工するなどの粗雑工事を防止するための制度となっています。建設工事にかかる業務委託においては、費用の大部分を人件費が占めていることから、近年までそれらの制度が導入されることはありませんでした。

■平塚新田・楊井地内導水管、配水管改良工事
■弥藤吾・妻沼台地内配水管改良工事
■御稜威ヶ原配水場No.３配水ポンプ修繕工事

委　員：水道部局の案件を見ると、市長部局の同規模工事における予定価格と比較して予定価格の設定が低いのではないか。

事務局：熊谷市が発注する水道管布設工事のほとんどが、使用する材料や機材、工法等内容を同一とし、異なるのは工事延長や管口径になります。このため水道部発注工事における予定価格の設定については、過去の受注実績に基づくデータによる部分が大きく影響することから、市長部局の設定根拠と異なる部分があるかと思われます。

第８回熊谷市入札適正化委員会会議の概要

１　開 催 日 時　　平成２１年１０月１３日（火）午後２時から

２　開 催 場 所　　熊谷市役所３階３０３会議室

３　会議の内容

（１）開会

（２）委員長あいさつ

（３）議事

１）入札契約手続きの運用状況の報告

２）抽出事案の審議

・一般競争入札　　４件／対象案件　５３件

・指名競争入札　　４件／対象案件　６８件

・随 意 契 約　　１件／対象案件　　３件

（４）抽出委員の指名

（５）閉会

定　例　会　議　議　事　録

１　入札契約手続きの運用状況の報告

①平成２１年４月１日から平成２１年８月３１日までに発注した設計金額２５０万円以上の案件について報告した。

②平成２１年度に試行導入した「一抜け方式」及び「最低制限価格制度」について報告した。

２　質疑応答

委　員：両制度とも今年度限りの試行としているが、来年度も継続するのか。

事務局：両制度とも現下の経済状況を踏まえ、緊急経済対策として試行したものだが、今後の経済状況等を見ながら来年度以降の対応について検討してまいりたい。

委　員：最低制限価格の設定は地方自治法施行令にその根拠はあるが、一抜け方式は何を根拠とするのか。

事務局：国からの通達はあるものの、制度自体は法的根拠に基づくものではなく、契約方法の政策的な運用と考えております。この制度は他の自治体でも運用されております。

委　員：一抜け方式が４月から、最低制限価格制度が８月からそれぞれ適用されているが、このタイムラグの理由は。

事務局：一抜け方式は経済状況の悪化から、受注機会の拡大を図ることを目的に、工事数や業者数が比較的少ない設計金額の大きな工事に適用することを年度当初に決定しました。

最低制限価格制度は、昨年１年度間で１３件だった低入札価格調査対象案件が、今年度当初、急激に増加し、７月までの４ヶ月間で１９件にもなったことや、昨年度は低入札で応札したのが、参加者の２５パーセント程度だったものが　今年度約は４０パーセントにも増え、いわゆる叩き合いの様相を呈してきたものととらえ、適正な価格での施工が困難になってしまうではないかとの危惧を持ったことから、これに対応すべく導入したものです。

委　員：今年度の低入札価格調査対象案件２０件のなかに、最低制限価格が７５％であった場合に失格となるケースが多数あるが、仮に７０％であれば４件である。市民の立場からすると、低価格でもできるものがあれば、応札意志を尊重し、失格者も少ない方がいいと考えれば７０％でもよかったのでは。

事務局：今回の試行導入にあたり様々な方式を検討したが、現在の経済状況下における国等からの要請などで、一定の経済効果を図るために基準の上昇等が求められ、工事の品質確保や請負業者の経営に対する一定の効果が及ぶ範

囲として　７５％の設定となりました。

委　員：入札に参加する企業の経営実態などは把握しているのか。あるいはこれらの制度を導入するに迫られた事由があったのか。

事務局：個別に詳細状況を把握しているわけではありません。ただ新年度に入り会社を整理したところや、入札参加資格者名簿の登録申請を取り下げた会社もあり、昨年からの経済不況に伴う市内業者の厳しさは感じていたところであります。

委　員：今後、税収の落ち込みで工事を発注する量も減少していくなか、市民のメリットを取るか、市内業者を育成する立場を取るか、市として厳しい判断を迫られるだろう。現況下では市内業者への配慮は必要と思われるが、将来的にはどうなるのか。

事務局：配慮は今後とも必要だと思われますが、保護主義に走るのは避けなくてはならないと考えています。適正な競争を促すために、どこで折り合いをつけるか、試行的に制度を整備していくしかないと感じています。

２　抽出事案の審議

・一般競争入札

①農業集落排水資源循環統合補助事業　野原地区２０１工区管路埋設工事

②熊谷第２処理分区管更生工事（銀座一・三丁目）

③熊谷さくら運動公園ジョギングコース整備工事

④小島地内配水管改良工事

⑤御稜威ケ原配水場配水ポンプ制御設備改良工事

・指名競争入札

⑥熊谷市立小学校洋式トイレ設置工事（その２）

⑦舗装打替工事（佐谷田２）

⑧熊谷市立熊谷東小学校ほか４校屋内運動場耐震診断調査業務

⑨消火栓設置工事（その３）

・随意契約

⑩熊谷市立第３石原児童クラブ建築工事

３　質疑応答

■農業集落排水資源循環統合補助事業　野原地区２０１工区管路埋設工事

委　員：本工事は総合評価方式によるものであるが、ここで採用されている市の行う検査は竣工時のものだが、できあがった建設工作物の１０年後の状況、例えば漏水があるとか、劣化がひどいとかを評価することは可能か。

事務局：竣工した建設工作物を数年後に再検査するシステムがないこと、また総合評価方式は埼玉県の制度に基づいていることなどから、独自項目の設定は難しいと思われます。ただ低価格入札が多い中、そのような評価も必要で

はないかとの認識はあります。

委　員：竣工検査だけではなく、工事の途中で中間検査を実施しているか。

事務局：複数年度で施工する工事に実施していますが、単年度で施工する工事には中間検査を実施していません。ただし工事期間中に、市職員である工事監督員が材料検査に立ち会ったり工事現場を確認したり、また必要な書類を提出させることなどにより中間検査的なことを補足しています。

委　員：総合評価方式を採用したことにより入札価格が第３位の業者が逆転して１位となり、その差約７００万円高く落札されたことになる。優秀な業者に発注する手段の一つであるが、総合評価方式を全面的に導入すると逆転による差額がトータルで大きな金額になるだろう。市民の視点からすると、総合評価方式導入から落札決定までの過程が理解しづらいように思う。

事務局：本市の総合評価方式は、昨年度は４件、今年度は６件に適用しました。試行段階ですが、今後、対象件数は増加していくと見込んでいます。価格競争と総合評価方式のメリット、デメリットを検討し、本格導入に移行したいと考えています。

■熊谷第２処理分区管更生工事（銀座一・三丁目）
■熊谷市立小学校洋式トイレ設置工事（その２）
■熊谷市立熊谷東小学校ほか４校屋内運動場耐震診断調査業務
■小島地内配水管改良工事
■消火栓設置工事（その３）

委　員：これらはいずれも落札率が高いものであるが、熊谷市立熊谷東小学校ほか４校屋内運動場耐震診断調査業務のように落札率１００％という事例は過去に見受けられるか。

事務局：手持ちの資料がないので断言できませんが、年１～２回はあったと記憶しています。

委　員：熊谷第２処理分区管更生工事（銀座一・三丁目）は特殊工事であること、熊谷市立小学校洋式トイレ設置工事（その２）や消火栓設置工事（その３）は比較的設計金額が小さい工事であるから、落札率の高い結果についてある程度理解できるが、設計金額が１千万円を超える案件で落札率１００％は特に目立つが。

委　員：業務委託の入札結果で２番目に高い落札率の案件は、やはり耐震診断である。

事務局：国の政策により、全国規模で一斉に、耐震診断未実施の学校建物が耐震診断業務委託で発注されることが予想されていました。このため早期発注により競争性を確保できると考えていましたが、すでに需要と供給のバランスが崩れており、こうした結果につながったと推測しています。なお、同

時に入札を実施した別の耐震診断業務委託は、予定価格に達せずに不落となっています。

■熊谷さくら運動公園ジョギングコース整備工事
■舗装打替工事（佐谷田２）
■御稜威ケ原配水場配水ポンプ制御設備改良工事

委　員：これらの事案は低入札価格調査対象であるが、熊谷さくら運動公園ジョギングコース整備工事の落札率が５６％と最も低い。この事案について業者の積算金額と市の設計金額について比較した検討結果は。
事務局：市の設計に比較して純工事費が約７６％、諸経費が約１０％という結果でした。
委　員：低入札価格調査において、市の設計金額との比較だけでなく、他の入札参加者の積算と比較する。また業者が外注する見積書などの審査などを実施しているか。
担当課：今回、他の入札参加者との見積額との比較は行っていません。また必要があれば、外注する工事の見積書の提出を求めることはあります。
委　員：純工事費が市設計金額に比較して約７６％とのことだが、国または県の単価のみで積算したものか。
担当課：国または県の単価が主でありますが、未設定である材料については、今回６社からの見積書で最低価格を採用しました。
委　員：それでも工事費に差があるというのはどういったものか。この案件については、設計内容に沿って施工されるよう十分に注意を払ってほしい。

■熊谷市立第３石原児童クラブ建築工事

委　員：この案件は設計金額約９００万円で随意契約しているが、建築㎡あたりの単価はどのくらいになるか。
担当課：増築部分が約８㎡、校舎改修部分を含み約１００㎡で、㎡あたり約８万円になります。
委　員：入札にすることの検討はあったか。
事務局：検討しましたが、別会社が請け負ったケースを想定したところ、どうしても工程管理が複雑化し、児童の安全確保に不安があることや経費を合算して積算すれば設計費が縮減できることなどから、総合的に判断して、同じ敷地内で屋内運動場建設工事を受注する業者と随意契約しました。
委　員：児童クラブの計画が年度当初からあるなら、屋内運動場建設工事と併せて発注したほうが理想だろう。今後は年間の発注計画を検討し、その点留意してほしい。

第７回熊谷市入札適正化委員会会議の概要

１　開催日時　　平成２１年２月６日（金）午後２時から

２　開催場所　　熊谷市役所３階３０３会議室

３　会議の内容

（１）開会

（２）委員長あいさつ

（３）議事

１）入札契約手続きの運用状況の報告

２）抽出事案の審議

・一般競争入札　６件／対象案件　４６件

・指名競争入札　２件／対象案件　６５件

・随意契約　　２件／対象案件　　４件

３）抽出委員の指名

次回の抽出について委員に委任した

（４）閉会

定　例　会　議　議　事　録

１　入札契約手続きの運用状況の報告

平成 20 年 10 月 1 日から平成 20 年 12 月 26 日までに発注した設計金額 250 万円以上の案件について報告した。

２　抽出事案の審議

抽出事案説明書により説明した。

・一般競争入札

①観音山西部地域工業団地内舗装新設工事

②熊谷第２処理分区管渠止水工事

③旧荒川南部環境衛生一部事務組合プール撤去工事

④押切地内配水管改良工事

⑤Ｈ20 元荒川第 1 処理分区下水道工事に伴う配水管移設工事

⑥弥藤吾地内導水管改良工事

・指名競争入札

⑦側溝整備工事（上之）

⑧排水路整備工事（平戸）

・随意契約

⑨熊谷市立大麻生中学校屋内運動場附帯工事

⑩熊谷市立玉井小学校ほか２校校舎給食用昇降機改修工事

３　質疑応答

〇観音山西部地域工業団地内舗装新設工事

委　員：総合評価方式と電子入札の併用は可能か。

事務局：可能です。今年度４件、総合評価方式を実施しましたが、うち１件を電子入札で行いました。

委　員：熊谷市の総合評価の採用基準はあるか。

事務局：現時点では試行段階であるため採用基準を定めておりません。発注課と協議の上、案件の選定をしています。

委　員：総合評価方式は、契約までの経緯を聞くと、全ての工事に適用することは非常に困難なことだと感じた。

〇熊谷第２処理分区管渠止水工事

委　員：本工事は電子入札案件とのことだが、情報公開の観点からはどうか。

事務局：入札の公告から結果まで、システム上で公開され、一般の方でも閲覧できますので、情報公開にも大きなメリットがあります。

委　員：入札結果を見ると辞退した会社が２社あった。電子入札の辞退とはどういうことなのか。また電子入札で同価格になった場合はどのように落札者を

決定するのか。

事務局：電子入札の場合、入札を辞退したいという者は、システムにおいて辞退届を提出することができます。また、開札の結果、最低価格が複数社ある場合は、入札時に用意された数字をもって電子上のくじ引きにより決定されます。

〇旧荒川南部環境衛生一部事務組合プール撤去工事

委　員：この案件は、低入札調査対象の工事になったわけだが、その調査結果について説明願いたい。

担当課：まず、直接工事費ですが、手持資材を活用すること等により、純工事費が節減できること、また下請け業者に負担を負わせることなく施工可能であることを確認しました。

　また経費については、手持ち工事の利益を全体的に配分調整することで削減を達成できたとのことでした。以上のことから、当該応札価格での施工には問題ないと判断しました。

委　員：低価格である理由は理解できた。ただ下請業者にしわ寄せがないよう今後もチェックが必要と思われる。また、設計価格を見直すことはあるか。

担当課：設計は、国または県の単価を使用して積算していますので、低入札だからと設計書を見直しはしません。

〇側溝整備工事（上之）

〇排水路整備工事（平戸）

委　員：この工事は、同じ会社が受注している。この会社は受注が多いようだが、この点について、市としてどう見ているのか伺いたい。

事務局：当該業者は、昨年度の実績においても、請負金額の総額、請負時期も今年と同程度です。指名回数については、同ランクの業者とほぼ同じ回数となっています。

〇熊谷市立大麻生中学校屋内運動場附帯工事

委　員：工事の内容について説明願いたい。

担当課：本工事は、現在建築中の大麻生中学校屋内運動場と校舎をつなぐ連絡通路を取り付ける工事になります。屋内運動場建築工事と密接に関連した工事で、同一業者であれば経費の節減、工期の短縮が図れること等から、地方自治法施行令、及び熊谷市随意契約運用基準により、随意契約としたものです。

委　員：大麻生中学校屋内運動場の関連で、舞台装置等設置工事というものを一般競争入札で発注している。こちらも同一業者が落札しているが、本体工事とは関連ないのか。

担当課：この工事は、屋内運動場の舞台上に舞台装置、防球ネット、カーテンを設置するもので業種としては内装仕上工事業になります。建築工事業である本体工事と切り離して発注しても施工上問題はないと判断しました。入札した結果、内装仕上工事業にも登録のあった同一業者が落札したことになります。

委　員：この附帯工事の予定価格を見ると設計金額に比較して、低い設定となっている。設定の理由は。

担当課：本体工事の入札結果を参考に算出した予定価格であると認識しています。

〇熊谷市立玉井小学校ほか２校校舎給食用昇降機改修工事

委　員：本工事は２回指名競争入札して、最初は不落、２回目は不調となったものだが、どういう経緯なのか。

事務局：本工事は設計価格の縮減を図るため異なるメーカーのエレベーターをまとめて発注したものです。これに関連して辞退があったものと推測しています。ただ、応札した業者、辞退しなかった業者もありましたので、設計を変更せずに随意契約をすることとしました。

委　員：結果表を見ると、落札率が高くなっている。価格競争が原則であればメーカーごとに分割して発注を検討してもよかったのではないか。

〇押切地内配水管改良工事

委　員：この工事は落札率が 99%と一番高く、入札結果を見ると最低価格と最高価格がさほど変わりない数字になっている。

委　員：市長部局の入札方法別落札一覧表を見ると、電子入札の方がより競争されているという印象がある。水道部では電子入札を導入する計画はあるか。

水道部：水道部においては、今年度計画を策定したところです。今年度中に模擬入札を実施し、来年度に導入する予定です。

〇Ｈ20 元荒川第１処理分区下水道工事に伴う配水管移設工事

委　員：この落札業者は、同時期にもう１本工事を落札していて、２つとも落札率が 96%である。競争の確保ということからも、水道部も電子入札を早期に本格導入することを望む。

〇弥藤吾地内導水管改良工事

委　員：こちらは低入札価格調査案件であるが、調査結果を説明願いたい。

水道部：入札者は自社保有する主要機械を有効的に活用し、また下請けの協力会社と連携し、工期短縮とコスト縮減を図ることが可能であること、また資材についても長年取引のある会社より安価に納入できることから、施工可能と判断しました。

委　員：市長部局では国、県の単価を採用しているとのことですが、水道部も同じなのか。

水道部：同様です。ただ、部材で単価表に掲載されていないものもあります。そうしたものは複数社から見積もりをとって、水道部で単価を決定したものを採用しています。

第６回熊谷市入札適正化委員会会議の概要

１　開催日時　　平成２０年１１月７日（金）午後２時から

２　開催場所　　熊谷市役所３階３０３会議室

３　会議の内容

（１）開会

（２）委員長代理あいさつ

（３）委員長の互選、委員長代理の指名

委員長は互選により、委員長代理は指名により決定した。

（４）熊谷市入札適正化委員会及び熊谷市入札制度の概要説明

（５）議事

１）入札契約手続きの運用状況の報告

２）抽出事案の審議

・一般競争入札　　４件／対象案件　７４件

・指名競争入札　　２件／対象案件　９１件

・随　意　契　約　　２件／対象案件　　８件

※質疑応答の概要は別紙のとおり

（６）抽出委員の指名

次回の抽出事案決定を委員に委任した。

（７）閉会

定　例　会　議　議　事　録

１　入札契約手続きの運用状況の報告

平成２０年４月１日から平成２０年９月３０日までに発注した設計金額２５０万円以上の案件について報告した。

２　抽出事案の審議

抽出事案説明書により説明した。

・一般競争入札

①Ｈ２０別府第５雨水幹線整備工事

②熊谷市平戸中継ポンプ場ポンプ・電気設備改築更新工事

③Ｈ２０野原地区農業集落排水事業に伴う配水管移設工事

④熊谷市立奈良中学校旧屋内運動場解体工事

・指名競争入札

①街路舗装工事（第１工区）

②中央第一（区画）第２３次配水管布設工事（第１工区）

・随　意　契　約

①熊谷駅広場冷却ミスト装置設置工事

②塩増圧配水場配水インバータ更新工事

３　質疑応答

〇委員会の審議対象事項について

委　員：委員会の審議対象事項に「入札・契約手続きの再苦情処理」があるが、随意契約も対象となるのか。

事務局：随意契約は地方自治法の規定により、執行しているものですが、随意契約の場合でも、選定されなかった企業からの不服申し立てが考えられます。

〇予定価格の事前公表について

委　員：熊谷市では予定価格ではなく設計価格を事前公表しているが、事前公表することのメリットとデメリットはどういうものか。

事務局：事前に設計価格や予定価格を公表することにより、業者がそれらを探ろうとする不正行為の防止がメリットとして挙げられます。

デメリットは、業者の積算努力が損なわれ、落札率が高止まりになる傾向を生みやすいことなどがあります。

〇総合評価方式による入札について

委　員：熊谷市の総合評価に対する取り組み状況を教えてほしい。総合評価は入札の透明性、公平性を保証するものとされているが、市は今後対象を拡げていく計画

をもっているか。

事務局：昨年度に１件実施し、今年度は４件実施します。来年度以降も実施していく予定です。事務量等の関係から、全ての工事を対象とすることは無理ですが、対象を拡げていく必要性は感じています。

委　員：総合評価と聞くと技術的に困難な工事を対象にすべきと思うが、市の総合評価方式を採用した案件を今回の資料で見ると、下水道工事２件であり、技術的に差異がないものに思えるが。

事務局：本市も試行段階であり、今後どういう案件が総合評価方式に採用するにふさわしいか、経験を重ねて検討していく必要があると認識しています。

〇電子入札について

委　員：今年度の電子入札の方針と実施状況について教えてほしい。

事務局：電子入札を対象とするものは設計金額２５００万円以上の工事としています。
今年度は、熊谷市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿において登録されている＠ランク及びＡランクが対象となります。
また実施状況ですが、９月末までに１２件実施しております。

委　員：電子入札のメリットについて説明してほしい。

事務局：メリットは、業者同士が顔を合わせることなく入札を執行できることが談合防止に繋がり競争性を確保できること、また事務の効率化などが挙げられます。

〇入札結果表について

委　員：入札結果表が税込表示と税抜表示で表示されている理由は何か。

事務局：入札においては、税抜価格で応札することとしています。国の工事については、入札価格は税抜きで表示するようにとの通知が出ており、各自治体もそれにならっています。契約は落札価格に５パーセントを加算した金額で締結します。

〇その他

委　員：熊谷市平戸中継ポンプ場ポンプ・電気設備改築更新工事は一般競争入札であるが、入札者が２社と非常に少ない。この案件については、対象業者数をどう想定していたのか教えてほしい。

事務局：該当業種の名簿登録業者は４２社ですが、類似工事の施工実績を入札参加条件に加えました。市が調査できた範囲では、少なくとも８社に資格があることを確認しています。

委　員：条件が厳しかったということはなかったか。

事務局：既存設備の運転管理を継続しながらの施工が必要となり、類似工事の実績要件は適切であると考えます。
ただ最近の傾向ですが、設備の更新工事は他の自治体の入札結果などを見ましても、全体的に参加者が少ない傾向があるようです。

委　員：熊谷市立奈良中学校旧屋内運動場解体工事と熊谷市立大麻生中学校現屋内運動場解体工事が低い落札率であるが、解体工事の特有の傾向なのか。

事務局：特有の傾向かは不明です。熊谷市立奈良中学校旧屋内運動場解体工事は調査基準価格を下回りましたので、低入札価格調査を実施しました。調査の結果、落札業者は解体業を専門としており、各種許可証を取得しているため、自社直営による解体、運搬、処分が可能であり、低価格での施工が可能であることを確認しています。

委　員：廃棄物処理の確認方法はどうしているのか。また、不法投棄されてしまうようなことはないか。

事務局：工事の完了にあたっては、マニフェストにより産業廃棄物が適正に処理されているかを確認します。

委　員：熊谷駅広場冷却ミスト装置設置工事について、随意契約の理由を説明してほしい。

事務局：この案件は４月７日に一般競争入札を行う予定でした。１１社から参加申請がありましたが、当日の参加者は１社のみであったため、公告に記載したとおり、入札を中止したものです。

このため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号により、入札に参加意思があった１社と見積り合せを行ったものです。

第５回熊谷市入札適正化委員会会議の概要

１　日　　時　　平成２０年１月２２日（火）午後２時から

２　場　　所　　熊谷市役所３階３０３会議室

３　会議の内容

（１）開会

（２）委員長あいさつ

（３）会議

１）入札･契約手続きの運用状況の報告

平成１９年７月２日から平成１９年１２月２１日までに発注した設計金額２５０万円以上の案件について報告した。（水道部が発注したものを含む。）

２）抽出事案の審議

〇一般競争入札　　１０件／対象案件　　９６件

〇指名競争入札　　１１件／対象案件　１０３件

〇随意契約　　２件／対象案件　　４件

〇質疑応答の概要は別添のとおり

（４）閉会

定　例　会　議　議　事　録

１　運用状況の報告：発注工事一覧表（H19.7.2～H19.12.21 発注分）により説明

２　抽出事案の審議：抽出事案説明書により説明

抽出事案　一般競争入札　①鍛冶御堂橋上部工工事
②熊谷市立熊谷西及び新堀小学校プールろ過装置改修工事
③江南総合公園多目的広場整備工事
④妻沼中心市街地駐車場整備工事
⑤別府沼公園ジョギングコース整備工事
⑥東部浄水場脱炭酸槽流入テラレット等交換工事
⑦上恩田浄水場改修工事
⑧代地内配水管改良工事（第１工区）
⑨吉岡配水場改修工事
⑩吉岡配水場外周フェンス改修工事

指名競争入札　①平戸中継ポンプ場汚水沈砂掻揚機修繕工事
②熊谷市立妻沼西中学校部室改築工事
③道路反射鏡設置工事（その２）
④Ｈ１９別府第５雨水幹線整備工事
⑤道路改良工事（佐谷田）
⑥街路築造工事（第３工区）
⑦熊谷市立中条中学校管理・教室棟校舎耐震診断委託
⑧水辺環境整備に伴う基本設計等業務委託
⑨吉岡配水場第１、２水源遠方監視制御装置交換修繕工事
⑩箕輪・冑山地内配水管改良工事
⑪配水管移設工事実施設計業務委託（その３）

随意契約　①新市防災行政無線機能整備工事（妻沼）
②建設発生土運搬工事

３　質疑応答

〇総合評価方式について

委　員：総合評価方式を今回初めて導入したということだが、今回の「妻沼中心市街地駐車場整備工事」は工事の難易度からしても、技術力を審査するに値する案件であったのか疑問が残る。総合評価方式は入札の透明性、公平性を担保するものであるということだが、通常型一般競争入札との差異はどこにあるのか。

事務局：今年度は電子入札を軌道にのせることを第一に考えていたこともあり、総合評価方式については、準備が現段階では不十分でした。また、独自の審査委員会

も無い中で、本案件については、試行的に実施したものです。
総合評価方式は、価格のみによる競争よりも、業者の技術能力も評価されると思います。

委　員：総合評価方式は本当に必要なのか。価格以外に様々な項目を審査項目にすることは逆に評価があいまいになっていくことが考えられる。入札から契約までかなり時間がかかることを考慮しても、とても全ての工事を総合評価方式にすることは現実的ではない。今回の事案では受注業者とそれ以外の業者で技術評価点でも差があり、今回の事案を総合評価方式の基準とすると、今後これが固定化されてしまう懸念がある。技術力を必要とする工事にだけ特化して総合評価方式を適用することが望ましい。

事務局：今後は総合評価方式にふさわしい工事案件を吟味して取り組みたいと考えます。
総合評価方式については、平成２０年度は試行的実施をし、平成２１年度には熊谷市として審査結果の理由を第三者に説明できるだけの体制も整え、取り組んでいく必要があると認識しています。

〇電子入札について

委　員：今年度、電子入札を３件実施したということだが、電子入札にする基準はどうなっているのか。

事務局：最終的には、全面導入する予定であるが、業者側の準備もあるので、２０年度は@、Ａクラスの工事に導入し、平成２２年度には全工事で電子入札を導入する予定です。それまでに市内本店、市内代理を中心に模擬入札を多く実施していきたいと考えています。

〇事後審査型について

委　員：事後審査型一般競争入札は、予定価格の制限内で最低価格で入札した落札候補者が、入札参加資格を満たさなくなった時などは、工期が十分に確保できるのか。

事務局：事前の審査を省略できる上、入札参加審査確認申請書を入札後２日以内に提出することになっているため、落札者決定までの期間は通常の一般競争入札とさほど変わりません。このため、工期についての懸念は少ないと考えています。
事後審査型一般競争入札は、入札の透明性、公平性等の観点から、電子入札を進めていく上で、有効な入札方法と考えています。

〇低入札案件について

委　員：今回の抽出案件で低入札価格調査対象の工事の中には、既に工事が終了しているものもあるので、低入札価格調査案件は、工事の完了状況も抽出事案説明書

に掲載すべきではないか。入札は契約という「入口」と、工事完了という「出口」の両方を確認できて初めて真の完了となるのではないか。

事務局：次回から低入札案件事案で、適正委員会の開催時に工事が完了しているものは、備考欄に工事の完了状況を載せたいと思います。この適正化委員会は、入札及び契約が適正に行われたかを審議していただくものではありますが、今後総合評価方式を進めていく中で成績評定が重要になってきます。そのため、検査体制も充実させていきたいと考えています。

委　員：業者の中には熊谷市に支店等を出して、受注実績がほしいがために低入札をする事例があるのか。また、工事だけでなく設計調査委託にも低入札価格調査が必要ではないか。

事務局：そうした事例も皆無ではないと思われます。
また、低入札価格調査については、現状では、対象は工事だけですが、委託においても低入札案件が増えてくると、検討の必要があると思います。

〇その他

委　員：過去４回の適正化委員会の時より、請負率が下降気味に推移しているような気がするが、実態はどうなっているのか。

事務局：ここのところの請負率は下降傾向になっております。昨年度から一般競争入札を拡大したことや、電子入札の導入などで、競争性が高まったこと等が考えられます。

委　員：各資料の中で、抽出事案がどれかわかるように、マーキング等の表示をお願いしたい。

事務局：次回から、抽出事案をわかりやすく表示した資料を作成するようにします。

第４回熊谷市入札適正化委員会会議の概要

１　日　　時　　平成１９年８月２日（木）午後２時から

２　場　　所　　熊谷市役所３階３０３会議室

３　会議の内容

（１）開会

（２）委員長あいさつ

（３）会議

１）入札･契約手続きの運用状況の報告

平成１８年１２月１６日から平成１９年７月１日までに発注した設計金額２５０万円以上の案件について報告した。（水道部が発注したものを含む。）

２）抽出事案の審議

〇一般競争入札　　６件／対象案件３５件

〇指名競争入札　　８件／対象案件８０件

〇随意契約　　２件／対象案件　３件

〇質疑応答の概要は別添のとおり

（４）次回会議について

次回会議の日程、及び、抽出委員について提案した。

（５）閉会

定　例　会　議　議　事　録

１　運用状況の報告：発注工事一覧表（H18.12.16～H19. 7.1 発注分）により説明

２　抽出事案の審議：抽出事案説明書により説明

抽出事案　一般競争入札　①熊谷市立妻沼東中学校教室棟耐震補強工事
②道路改良工事（下奈良・上根）
③八木田地区処理施設外構工事
④舗装打替工事（河原町）
⑤熊谷市立奈良小学校管理・教室棟給水設備工事
⑥大里５５号線舗装改良工事

指名競争入札　①熊谷市立大麻生小学校ほか８校図書室空調設備工事
②熊谷市立三尻小学校管理棟耐震補強工事
③（仮称）熊谷市立太田児童クラブ改造工事
④（仮称）熊谷市立太田児童クラブ改造設備工事
⑤吉岡浄排水場濁度計設置工事
⑥吉岡浄水場次亜塩素注入機交換工事
⑦熊谷市東部浄水場内舗装整備工事
⑧配水管改良工事実施設計業務委託（その７）

随意契約　①道路改良工事（上根）
②熊谷市水道庁舎改修工事

３　質疑応答

〇電子入札について

委　員：模擬入札を２回実施したということだが、運用上なにか問題点等なかったか。

事務局：電子入札は、業者が一同に会することがないので、談合防止に一定の効果が期待できる。ただ、模擬入札を実施した段階では、まだ、システムに熟知していなかったので、手続きに時間を要した。今後数多く取り組んで早く本入札が実施できるようにしたい。

委　員：予想以上に県外業者が入札参加申請をしているようだが、事前に業者登録をしていないと電子入札に参加できないのか。また、今後、入札は電子入札のみになるのか。

事務局：入札に参加するには、業者登録をする必要がある。現在は紙入札と併用だが、ゆくゆくは電子入札のみとする予定です。

委　員：税務署の税務申告も電子化が普及しているとは言えず、電子入札の普及にも時間がかかるだろうが、全面導入に向けて取り組んでいただきたい。

〇一般競争入札で実施すべき工事を指名競争入札で実施したことについて（熊谷市立大麻生小学校ほか８校図書室空調設備工事）

委　員：設計金額１０００万円以上の工事は、原則、一般競争入札によることとされているはずだが、指名競争入札で実施した理由について伺いたい。

事務局：これは学校の図書室の空調設備を整備する工事で、夏休みを中心に工事を行わないとならないという制約があった。一般競争入札だと公告等事務手続きの関係で請負業者が決まるまで時間がかかるため指名競争入札とした。

委　員：もう少し早期に取り組めば、一般競争入札にできたのではないか。

担当課：予算成立後、取り組んだが学校数もあり、早く設置するための対応としました。

委　員：今後は予算措置を含めて、できる限り１０００万円以上は、原則、一般競争入札という基準どおり執行されたい。

委　員：小中学校の図書室空調設備工事に関連したことで、現在熊谷市の学校の空調設備の状況はどうなっているのか。

事務局：平成１８年度中に各小中学校の普通教室に扇風機を設置した。今年度は小学校２９校、中学校１４校で図書室に空調設備を設置した。合併した自治体に対する補助金が税収増ということで、財源確保されたので、全ての図書室に空調設備を整備できた。

〇落札率１００％の案件について（吉岡浄配水場濁度計設置工事・吉岡浄水場次亜塩素注入機交換工事・熊谷市水道庁舎改修工事）

委　員：案件の中で、落札率１００％というのがあるが、これについて事務局の説明をお願いしたい。

事務局：これは濁度計設置、次亜塩素注入機交換という特殊な工事で、作れるメーカーが限定される上に、平成１８年１２月頃から予定価格を下げたところ、偶然落札率が１００％になったと認識している。

委　員：こうした特殊工事の場合は総合評価方式ではどうなるのか。新たに作る工事の場合は総合評価方式でも構わないだろうが、今回のような工事は総合評価での対応はできるのか。

事務局：業者の技術提案等を総合的に評価するのが総合評価方式であり、評価点が高い業者が落札するということから趣旨に合うものであると考える。

〇低入札について

委　員：案件の中で、落札率７５．５６％と低いものがあるが、これはどのような対応をしたのか。

事務局：５００万円未満の工事なので、低入札価格調査を行っていないが、水道部庁

舎敷地内の工事なので、車両や歩行者の通過もない施工しやすい工事であり、また請負業者は手持ちの工事もなく、是非落札したかったということだった。また、工事検査でも問題はなかった。

委　員：抽出案件では、低入札、高落札率と２極化しているが、全般的にそのようなことが当てはまるのか。仕事がないから低入札価格でも落札するというのは、あまり好ましくないし、ダンピングの恐れもある。

事務局：業者は、受注したい工事は低入札でもとりにきている。設計内容が厳しい工事では不調になることもある。随意契約でも不調になることがここ最近の傾向としてある。

〇同一業者の低入札について（道路改築工事・舗装打替工事・大里５５号線舗装改良工事）

委　員：抽出案件の中に同じ業者が調査基準価格に近い価格で落札したものが４件ある。低い落札率だと、手抜き工事とかが懸念される。工事検査は問題なかったか。

事務局：低入札が多いことが、ダンピングに該当するか判断は難しいが、低入札価格調査も実施し、工事検査も同年度の平均点以上の検査点数で完了しているので問題はないと認識している。

〇随意契約の理由について（道路改築工事）

委　員：「道路改築工事（下奈良・上根）」と「道路改築工事（上根）」は関連工事ということだが、２つに分けた理由は何か。

担当課：県道太田熊谷線から県道弥藤吾行田線までの区間で、整備状況を勘案し「下奈良・上根地内」を最初に整備した。水防演習に伴う輸送ルートの確保から「上根分」を延長した。

事務局：発注済の工事区間と近接しているため、同時施工することで経費の節減等が図れることから随意契約とした。

〇総合評価方式について

委　員：総合評価方式を導入する考えはあるのか。

事務局：国、県などからは、今年度からでも取り組むよう依頼があったが、取り組む事案があれば、導入の検討をしたい。

委　員：総合評価の場合、評価する側にコスト、外観、性能等を評価する力量がないと成立しない。この適正化委員会で審査するとなると専門の委員が必要ではないか。

事務局：総合評価方式の場合の技術審査については、別に考えている。

〇その他

委　員：要望として、次回から落札率の高い順、受注金額の高い順に資料を作成していただきたい。入札状況の全体像及び抽出案件が判りやすくなると思う。

事務局：次回からそのような資料を作成したい。

第３回熊谷市入札適正化委員会会議の概要

１　日　　時　　平成１９年１月１６日（火）午後２時から

２　場　　所　　熊谷市役所６階６０３会議室（東）

３　会議の内容

（１）開会

（２）委員長あいさつ

（３）会議

１）入札･契約手続きの運用状況の報告

平成１８年８月１日から１２月１５日までに発注した設計金額２５０万円以上の案件について報告した。（水道部が発注したものを含む。）

２）抽出事案の審議

〇一般競争入札　　１０件／対象案件５５件

〇指名競争入札　　５件／対象案件５４件

〇随意契約　　１件／対象案件　１件

〇質疑応答の概要は別添のとおり

（４）抽出委員の指名

次回の抽出委員を指名した。

（５）閉会

４　その他　　次回の委員会は平成１９年８月に開催する

定　例　会　議　議　事　録

１　運用状況の報告：発注工事一覧表（H18.8.1～H18.12.15 発注分）により説明

２　抽出事案の審議：抽出事案説明書により説明

抽出事案　一般競争入札　①熊谷市平戸中継ポンプ場機械電気設備改築更新工事
②八木田地区処理施設（機械設備工）工事
③熊谷市立大幡中学校体育館アスベスト対策工事
④Ｈ１８妻沼処理区下水道工事（第１工区）
⑤舗装打替工事（石原）
⑥道路改良工事（大麻生）
⑦小八林地内配水管改良工事（第２工区）
⑧見晴町・榎町地内配水管改良工事
⑨宮本町地内配水管改良工事
⑩玉井・新島地内配水管改良工事

指名競争入札　①道路改良工事（大麻生）
②八木田地区第５０１工区管路施設工事
③公園外柵工事
④妻沼第１浄水場直流電源装置更新工事
⑤上之（区画）第９次配水管布設工事

随意契約　①舗装打換修繕工事

３　質疑応答

〇発注工事一覧表について

委　員：落札率が非常に低いものがあるが、どういう理由によるものか。

事務局：「平戸中継ポンプ場機械電気設備改築更新工事」等の大規模工事が該当しますが、低入札案件として調査を行った結果、落札額が著しく低い理由として、落札業者のグループ企業との連携により資材調達が安価でできき、技術者の確保も容易であるとのことでした。
また、今後、熊谷市を拠点としたいため、社を上げて取り組むとのことであります。

委　員：資料の「道路改良工事（大麻生）」は契約後に請負業者が破産したということだが、その後はどうなったのか。

事務局：契約はしたが、工事等着工していないことから、市側と債権債務関係も発生してない状況でした。再度、競争入札を行い、工事は別業者に発注しております。

委　員：工事金額が上半期と比較して増えているようだが、予算執行上の関係か。

事務局：「熊谷市平戸中継ポンプ場機械電気設備改築更新工事」や「八木田地区処理施設工事」などの大規模工事を発注したことによります。

〇低入札調査について

委　員：調査基準価格を下回った時には低入札調査の対象になるということだが、調査の結果、契約に到らない場合はあるのか。

事務局：低入札調査は、年間５～６件程度該当があり、調査事項、確認事項に基づき調査をしておりますが、熊谷市として調査の結果、実際に失格とした事例はありません。他市でも、低入札調査の結果、失格となった例は少ないようですが、最近は失格基準を設けてこの制度を運用しているところもあるようです。

委　員：「熊谷市平戸中継ポンプ場機械電気設備改築更新工事」の低入札の場合、この後維持管理の問題が出てくると思う。設備機器設置を受注したメーカーがメンテナンス契約を随意契約で取るということはないのか。設備機器本体の契約では赤字でも維持管理の契約で利益を取り戻すということが多いという話はよく聞く。維持管理費を含めた総体の金額でないと高い、安いは決められない。

委　員：エレーベーター事故の件についても、設置と維持管理は別業者だったため、瑕疵があった時に設置業者から維持管理業者へ注意事項等の申し送りがなされていなかったことが事故の一因との見方があった。安かろう悪かろうでは困るが、我々が何故これだけの低入札なのかということを審議する際には、経営実績、経営規模や業者の格付けが判断材料になる。

事務局：維持管理委託も競争入札を行います。今後は維持管理費も含めた入札方法も検討する時期がくると認識しております。

〇契約解除と再度競争入札について

委　員：先程の議事（１）運用状況の報告であったが、「道路改良工事（大麻生）」は契約解除して、再入札を行ったということで発注工事一覧に２件入っているが、重複ではないか。

事務局：事務局の内部でも検討しましたが、入札・契約の経過として、工事着工に到らないケースとして参考資料として併記したものであります。

委　員：次回からこのような場合は、入札の統計から数字を除いて理由だけを開示するようにした方がよい。この工事は２回目の指名競争入札の方が入札業者が少ないのに、落札率が下がっている。

委　員：この工事は全く工事には着手していないのか。

事務局：着工前に契約解除を行い、前払金の支払いもしていませんでした。

委　員：二回目の工事の設計金額が下がっているのは何故か。

工事担当課：当初の一般競争入札の際に設計金額を公表していますので、防護柵分の工事を見直したためであります。

委　員：入札の公平性を保つために、設計金額を変えたということですね。

事務局：設計金額の変更とともに、当初の一般競争入札の時には業者の格付けは、Ｂランクを参加条件としましたが、再度の指名競争入札の際にはＡランク業者を指名しました。

〇予定価格について

委　員：熊谷市では予定価格を公表しているのか。自治体によっては事前にホームページに掲載しているところもあるようだが、そういった議論はないのか。

事務局：予定価格は、事後公表しています。国等においても、事後公表の傾向であります。

〇その他

事務局：熊谷市では平成１９年度から電子入札を段階的に導入していく予定であります。また、工事完了検査も国の基準に合わせ、１９年度に工事成績評定を取り入れ、その後、総合評価方式入札に対応していく考えであります。

第２回熊谷市入札適正化委員会会議の概要

１　日　　時　　平成１８年８月２１日（月）午後２時から午後４時まで

２　場　　所　　熊谷市役所３階３０３会議室

３　会議の内容

（１）開会

（２）委員長あいさつ

（３）定例会議

１）運用状況の報告

平成１８年２月から平成１８年７月までに発注した設計金額２５０万円以上の案件について報告した。（水道部が発注したものも含む。）

２）抽出事案の審議

〇一般競争入札　　５件／対象案件　２０件

〇指名競争入札　１０件／対象案件　７１件

〇随意契約　　１件／対象案件　　２件

〇質疑応答の概要は別添のとおり

（４）抽出委員の指名

次回の抽出委員を指名した。

（５）閉会

４　その他　　次回の委員会は平成１９年１月に開催する

定　例　会　議　議　事　録

１　運用状況の報告：発注工事一覧表（H18.2.1～H18.7.31 発注分）により説明

２　抽出事案の審議：抽出事案説明書により説明

抽出事案　　一般競争入札　①ことぶき園解体除却工事
②楊井地内配水管改良工事
③柿沼・代地内配水管改良工事
④代地内配水管改良工事（第２工区）
⑤上奈良地内配水管改良工事（第１工区）

指名競争入札　①道路反射鏡設置工事その２
②平成１７側溝改修工事　弥藤吾（弥藤吾新田）地内
③区画線設置工事
④道路照明灯建替工事その２
⑤熊谷市立吉岡小学校第一校舎アスベスト含有吹付仕上改修工事
⑥妻沼公共下水道汚水管渠詳細設計４［１７単］業務委託
⑦街路管路実施設計業務委託
⑧中央第一（区画）第２０次配水管布設工事（第２工区）
⑨配水管改良工事実施設計業務委託（その８）
⑩配水管改良工事実施設計業務委託（その１）

随意契約　　①熊谷市第一水光園汚泥乾燥焼却設備補修工事

３　質疑応答

〇平成１８年度入札契約制度の取組みについて

（一般競争入札拡大について）

委　員：設計金額が３０００万円以下の建設工事について、すでに一般競争入札を実施していると伺っている。今回の取組みは、１０００万円以上が自動的に一般競争入札になるということか、又は３０００万円を前提に行なうということか。

事務局：これまでは、３０００万円にとらわれずできるものは一般競争入札をやっていこうという考え方でしたが、今年度からは、原則、１０００万円以上について、実施する考えです。

委　員：１０００万円以上にした場合の事務量についてはどうか、問題ないか。

事務局：入札までの期間、参加業者増等により事務量は増加します。これらの問題を解決するために、１０００万円以上３０００万円未満は手続の簡略化をすすめ計画的に行なうこととしています。

（一抜け方式について）

委　員：一抜け方式のメリット・デメリットと弾力的運用の仕方について伺いたい。

事務局：本来の一抜け方式は、同一エリアで工事が複数の工区に分割した場合、同じランクの業者が参加することになる。この場合、仮にひとつの業者が複数受注した場合、施工条件等で公平性を欠くことになります。この場合、一抜け方式を採用したほうが望ましい。しかし、離れた区域の場合は、採用しないという考え方でいます。

一抜け方式は多くの業者に受注機会を増やすメリットがあるが、同じ業者がかたまる問題点があります。

委　員：前回の委員会では、市内業者と市外業者の発注について論議し、市内経済の活性化のため、市内業者で競争性が保たれるのであれば、発注は適当であると結論づけたところですが、市民の目から見れば近くで工事をやっていて、それが理由で安くすめばよいという考え方もある。

事務局：近くで工事をやっており、安価でできる業者と他の業者が同じ入札に参加することは、反面、入札における公平性が欠けることになります。

委　員：安価でできることや公平性の担保の関係から、ケースバイケースで難しい判断をすることになるが、弾力的な運用を考えていかなければならない。

（変更契約について）

委　員：変更契約について伺いたい。

事務局：変更増契約の場合、変更見込額が変更前の請負金額の３０％までとして、それ以上の場合は別途契約が望ましいと定めたものです。３０％を超えての分離が困難な場合などはその都度判断します。

（総合評価方式について）

委　員：総合評価方式をとることは、品質確保の面から好ましいことと感じています。具体的に価格以外の要素はどのようなことか。

事務局：総合評価方式は、最低価格以外の落札の根拠としては地方自治法施行令に規定されているもので、落札者を決定するとき等に学識経験を有する者２名以上から意見を聴くこととされております。国、県のガイドラインによるその要素とは、業者の能力･技術力、技術者の能力、社会的評価等であります。

委　員：いままでの、資格者名簿を作るときの評価との違う点はどのようなものか。

事務局：基本的に同じような項目を参加者名簿作成時に求めています。総合評価方式を行なう場合は、改めて提出してもらい、技術提案、入札価格等点数化し、総合的に判断します。

委　員：プロポーザル方式等では、技術面のほかに、デザインとか、老人に優しいとか、騒音の問題とか、ある種特殊なもので住民満足度に繋がるものを求めます。

このような場合、コストベースだけではなく、環境、廃棄物等への配慮を図るため、意味のある制度である。

委　員：価格以外の要素の中に下請、労働者の賃金の不払い状況なども考慮に入れられないか。

事務局：下請、労働者の賃金の不払い等については、入札前の段階で指導しています。また、実際にそのようなことがあった場合、経営事項審査等に反映され、入札参加前の評価に入っています。
総合評価方式を行なう場合、あらためて評価の対象にすることができます。

〇低入札価格調査について

委　員：低入札価格調査制度はどのような事項を調査するのか。

事務局：業者の提出した入札金額内訳書や調書をもとに、設計単価との比較、労務者の調達見通し、手持ち工事状況、現場との地理関係、手持資材、資材購入予定先、経営状況、建設業法違反、賃金不払状況等を調査します。

〇談合情報について

委　員：落札率が１００％に限りになく近いのがいいのか、もっと安いのがいいのかいろいろあるが、談合さえなければ、すべて正常な入札だと考えている。
談合問題は「たれこみ」のような情報があるのか。

事務局：実際には、何件か信憑性のない情報がよせられていますが、談合情報につきましては、その対策のマニュアルが定められていますので、それに従いまして調査をし、選定等委員会に諮ります。

〇抽出事案について

委　員：アスベストの工事で、本来はＣ級であるものが、Ａ級、Ｂ級が指名されている。
アスベスト工事の特殊技術性は理解するが、この辺のところは、規則第１５条以外の理由付け等、基準を設けるべきなのではないか。

事務局：アスベスト除去工事は、専門業者が行います。それにアスベスト処分やその他の工事が加わりますが、問題はその工事内容を理解し、施工管理ができることが必要となるので、ランクをあげて選定、入札の条件としました。それから、基準につきましては、第１５条第２項で「特別な技術を要する場合は、前項の規定によらないことができる」とありますので、この基準により行なったものであります。

委　員：設計金額を決める場合、現場状況（地理的要件）等関係があるか。たとえば熊谷市内の業者が受けるための設計金額ができているとか。

事務局：設計につきましては、埼玉県等の単価、歩掛を利用しております。県内の業者さ

んには、特別な要件はありません。

工事担当課：設計単価は埼玉県の労務単価を、材料でないものについては、建設物価、積算資料を参考に設計を組みます。基本的には、県内の業者が施工していただくことを想定したものです。

委　員：低入札案件は、機材・材料がかからない工事、つまり労務費が比重を占める（労働集約型）工事が多い。

工事担当課：今回、ことぶき園解体除却工事が低入札となった理由について、熊谷市と業者見積との乖離率等を出しましたが、判断となったところは、産業廃棄物のライセンスや協力業者、同種の工事の施工実績等を勘案して決定しました。

委　員：このような工事では、労働者の安全等が心配です。審査の時に業者がどのような安全対策をし、事故がおこらないようにするのか確認する必要があると思うが。

委　員：安全管理の問題に関しては、騒音対策・環境対策と同様業者を決定する以前に排除等する問題である。

問題は労働集約型ほど起こりやすいことである。公共工事は何かと書類や手続が複雑で、現場状況も厳しいものが多い。それでも、雇い人を遊ばせるわけにはいかないということで受注することもある。

委　員：抽出事案のなかで唯一の随意契約として「熊谷市第一水光園汚泥乾燥焼却設備補修工事」があるが、これは、メンテナンスの中での修理なのか。

事務局：県の調査で補修が必要との指摘がありまして、詳細な点検をおこなったところ炉内耐火材の老朽化が原因であると判明しましたので、応急的な補修を行なうこととし、本炉は、英国にある会社の特許であるものを請負業者が独自技術を加え開発したものであります。従って、その業者でしか修繕ができないこともありますので、地方自治法施行令の随意契約ができる規定のうち２号（特許・特殊技術）を適用して契約したものです。

委　員：炉とか耐火材については他社も扱っていますので、これについて随意契約の規定にあたるか。

工事担当課：たしかに耐火材や他の部品の一部については、他の業者に入札等の手続を得て修理した経緯があります。今回の場合は、「炉内乾燥汚泥移送用回転プラウ」や「バーナースタンド」等特許や特殊技術が加わって、他では修理ができないためです。

委　員：随意契約の理由はわかりました。ただ、また壊れればこの業者しか修理できない。この施設や修理に関して、資本的支出に関する考え方は。

今回これだけの高額な修理費を支出しなければならないが、施設の減価償却等を考えての計画的な修理なのか。場合によっては、一部を修理するより、ここで全

部を新しい設備に入れ替えた方がいいこともある。

工事担当課：この施設ができて２３年が経過しています。他の施設と比べますと延命している方だと思います。私どもは、補修しながら延命を図る方針でいます。

委　員：例えば本体の減価償却期間があと数年しかない場合、この段階で一部を高額修理しても、全体はもたないのですから、補修コストと新規入れ替えのコストを比較することが重要だ。

委　員：前払金を工事の材料にあてず、負債返済のために利用している業者がいるという話がありますが、そのような場合、どのような対策をするのか。

事務局：前払金を受ける場合、保証会社の保険に入ることが条件になります。もし、前払金をうけ、そのまま倒産等により履行できなかった場合、市は保証会社に請求しますので、金銭的損害はありません。

また、前払金専用口座に振りこむことになっており、業者はこの口座について、保証会社から監査を受けることになっています。

委　員：その他前払金以外に損害が発生したときについて伺いたい。

事務局：契約保証金として請負金額の１０分の１を現金または、保険会社の保険等で保証金を求めます。

議　長：ほかにご意見はありますか。

ないようですので、今回の審議を終了いたします。

第１回熊谷市入札適正化委員会会議の概要

１　日　　時　　平成１８年２月２４日（金）午後２時から午後４時まで

２　場　　所　　熊谷市役所３階３０２会議室

３　会議の内容

（１）開会

（２）市長あいさつ

（３）熊谷市入札適正化委員会及び熊谷市入札制度の概要説明

（４）委員長の互選、委員長代理の指名

委員長は委員の互選により、委員長代理は委員長の指名により決定した

（５）定例会議

１）運用状況の報告

平成１７年８月から平成１８年１月までに発注した設計金額２５０万円以上の案件について報告した。（水道部が発注したものも含む。）

２）抽出事案の審議（初回のため事務局で抽出）

〇一般競争入札　３件／対象案件　２０件

〇指名競争入札　９件／対象案件　８９件

〇随意契約　　１件／対象案件　　５件

〇質疑応答の概要は別添のとおり

（６）抽出委員の指名

次回の抽出は委員に委任する。

（７）閉会

４　その他　　次回の委員会は平成１８年８月に開催する

定　例　会　議　議　事　録

１　運用状況の報告：発注工事一覧表（H17.8.1～H18.1.31 発注分）により説明

２　抽出事案の審議：抽出事案説明書により説明

抽出事案　　一般競争入札　①側溝整備工事（玉井）

②別府第３排水区下水道工事（その１）及び別府第３排水区下水道工事（その２）及び元荒川第１処理分区下水道工事

③柿沼地内配水管改良工事（第１工区）

指名競争入札　①排水路整備工事（久下１）

②側溝整備工事（東別府）

③校庭整備工事

④熊谷市大幡市営住宅６号棟外壁改修工事

⑤熊谷市立富士見中学校体育倉庫増築工事

⑥熊谷市立熊谷南小学校管理教室棟耐震補強設計委託

⑦大原一丁目地内配水管改良工事

⑧下川上地内配水管布設工事（第２工区）

⑨配水管布設工事実施設計業務委託

随意契約　　富士見中学校運動施設復旧工事

３　質疑応答

〇設計金額、予定価格、調査基準価格について

委　員：設計額についてどのように決定しているのか、外部（民間）委託があるのか。また、予定価格はどのように決定するのか。

事務局：設計を委託する場合もあるが、最終的にはそれをチェックし、担当課で作成している。

それを元に担当部課長にて予定価格を作成する。

熊谷市は発注する人と予定価格を作成する人を完全に分けている。

委　員：調査基準価格の設定はどのように決定するのか。

事務局：予定価格の３分の２から８５％の間で設定している。

計算方法は、直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×1／５としている。

〇制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約について

委　員：制限付一般競争入札と指名競争入札の設定の違いは何か。

事務局：小規模、中規模工事は地元の活性化のため、市内業者でできる仕事は、市内業者に指名競争入札を中心に実施している。

大規模工事は、技術的要件（過去の実績や技術者の専任）地域要件（市

内、県内）等の条件を付して一般競争入札で実施している。

委　員：制限付一般競争入札を３，０００万円以上にしている理由は何か。

事務局：必ずしも３，０００万円とはしていない。ただ、３０００万円以上は、指名委員会での審議の対象となり、大規模の工事にもなるので、より公平性、競争性を期す意味で原則付している。

委　員：１３０万円以上でも随意契約となっている理由は何か。

事務局：地方自治法施行令第１６７条の２で随意契約できる場合が９項目あり、予定価格１３０万円以下のほかに、緊急の場合や競争入札に付すことが不利な場合等で随意契約ができることになっている。

〇低入札について

委　員：極端に請負率が低い案件があるが、これは、後のメンテナンス等に関係するからか。

事務局：メンテナンスの関係はない。ただ、業者はそのときの機材や人的面の都合等が関係する。

委　員：安かろう悪かろうでは困るのでその対策はどうしているか。

事務局：低入札調査制度の調査の中で聞き取り調査を行なう。
ただ、そのときの理由は、営業努力とか、現場と作業所が近いとか、同じような工事をやっているとかがほとんどである。
対策として監督員には指導の強化を伝えている。今のところ、低入札での不良工事はない。

委　員：その金額でできるなら、設計価格や予定価格を請負率に併せて作成できないか。

事務局：設計単価は、県単価等を基に行なっている。これに関しては、公平性から低入札があったからといって変えることはできない。

〇苦情処理について

委　員：苦情処理の方法と件数はどのくらいあるのか。

事務局：入札指名や入札参加資格について、苦情（不満）があった場合、まず、業者は、市長に対して行なう。それでも、解決しない場合、第三者機関である当委員会で審議を行い、結果を市長へ報告をする。
現状では、そのような問題を受付けた事例はない。

〇格付けの公表について

委　員：指名競争入札で業者選定する場合のランクについて公表しているのか、また、業者へ通知はしているか。

事務局：業者のランクについては、名簿を契約室カウンターに置き公表している。
また、業者には格付け時に通知（文書で郵送）している。

〇抽出案件について

委　員：市外業者が入札に参加すると低入札になることが多いのか。

事務局：必ずしもそうではなく、市内業者、市外業者を問わず、その工事をとりたいという作用が働いたとき低入札になる。

委　員：市内業者のみの入札でも低入札になっているものがある。やはり複合的な要素が関係するようだ。

委　員：市内業者優先（市外業者を選定しなくても）に選定したとしても、市内業者育成が馴れ合いで固まり競争性がなくなると困るが、他の条件と等しければ問題ない。

委　員：指名競争入札のなかにＢとＣとか違うランクの業者で入札をやっているが、どういう理由か。

事務局：選定の規則では、ランクの直近上位、下位を参加させることができる。一時期に工事の発注が重なったり、業種や地域要件等で業者数が少ない場合等、Ｂランクの下位とＣの上位を指名している。

〇意見等

委員長：今回の抽出案件について特に問題がなかったとの承認をしてよろしいでしょうか。

委員全員：特に問題なしで承認いたします。